

日時：平成12年12月25日（月）

場所：三田共用会議所第3特別会議室

第14回食品流通審議会卸売市場部会議事録

農 林 水 産 省

目 次

開 会	1
議事録署名人の指名	1
資料説明 「生鮮品流通の基幹システムとしての卸売市場の 課題と対応方向(案)」について	1
意見交換	7
部会長挨拶	16
食品流通局長挨拶	16
閉 会	17

開 会

事務局 ただいまから第14回食品流通審議会卸売市場部会を開催させていただきます。
初めに、清水信次委員から御本人の御都合によりまして食品流通審議会専門委員を辞任される旨の申し出がありまして、12月19日付で辞任が承認されておりますので、御報告申し上げます。

本日は、大池委員、横川委員、堀委員、3名の委員が御都合により御欠席となっております。したがって、17名の委員の方が御出席されておりますので、食品流通審議会運営規程第4条及び第9条の規定によりまして、本部会は成立していることを御報告申し上げます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。資料一覧に沿って、資料1として議事次第、資料2として市場部会委員名簿、資料3が論点整理といたしまして「生鮮品流通の基幹システムとしての卸売市場の課題と対応方向(案)」、資料4として第13回市場部会の議事録でございます。

以上でございますが、もし欠落等がございましたら、おっしゃっていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

議事録署名人の指名

部会長 委員の皆様には年末の大変お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、食品流通審議会運営規程第10条第1項の規定に基づきまして、2名の議事録署名人を私の方から指名させていただきます。前回に引き続き、名簿の順で寺内委員と細川委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 それでは、よろしくお願いいたします。

資 料 説 明

「生鮮品流通の基幹システムとしての卸売市場の課題と対応方向(案)」について

部会長 本日の卸売市場部会は、前回事務局より説明がありましたように、本部会としての論点整理についての検討をお願いしたいと思います。議論に当たってあらかじめ事務局が資料を用意しておりますので、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、右肩に「資料3」と記された資料をごらんいただきたいと思っております。「生鮮品流通の基幹システムとしての卸売市場の課題と対応方向(案)」でございます。表紙をめくっていただきますと目次がございます、目次をめくっていただきますと本

文が始まります。

まず、「はじめに」といたしまして今回の論点整理の位置づけを整理しております。

卸売市場は、生鮮品の基幹的な流通機構として大きな役割を果たしておりまして、生鮮品を重視する食文化を支えてきたというふうに位置づけられるかと思えます。

しかしながら、現在卸売市場の置かれております状況を見ますと、内にありましては卸売業者、仲卸業者の経営状況が厳しさを増していること、また外にありましては消費者ニーズの多様化や市場間の競合、ITの進展が見られておりまして、内・外を通して対応を迫られる多くの課題に直面しているという整理をいたしております。

市場部会におきましては、市場法に基づく第7次の基本方針・整備計画の策定に向けて、こうした市場の現状と課題、今後のあり方等につきまして、昨年12月から8回の部会、2回のヒアリング、さらに現地調査を実施して検討を重ねてまいりました。この「論点整理」は、来年1月に中央省庁の機構改革に伴い審議会の再編が行われることから、論議が食品流通審議会から食料・農業・農村政策審議会に引き継がれることを踏まえまして、今後の方針等の策定の基となるようにこれまでの論議をとりまとめたということでございます。

第1章として「食品流通の変化と卸売市場流通の課題」といたしております。

(1)が生鮮品の国内流通量のうち市場を経由した率は、9年度現在で青果75%、水産物71%、食肉15%、花き86%となっております。市場を経由しない流通としては生産地や輸入業者と量販店との間の直接取引等がありまして、長期的に見ますと、こうした流通がシェアを広げてまいりました。

ただし、これら直接取引等を見てまいりますと、特定の産地と量販店との間で特定製品の一定量のみを取り扱い、またその価格は市場で形成される価格を参考にしている実態が多い状態にあります。これに対して卸売市場は、多数の生産地から出荷される多種多様な生鮮品全般を対象としておりまして、かつ、流通の大部分を取り扱っているということで、需給・価格調整を行っているというふうに言えるかと思えます。

市場につきましては、こうして消費者に対し効率的に生鮮品を提供しますとともに、生産者に対し確実な販路を提供しているわけございまして、流通チャネルの多元化とはいいながら、他のチャネルでは代替できない生鮮品流通の基盤をなすシステムであるというふうに整理をいたしております。生鮮流通では後に掲げておりますように様々な変化が生じておりますが、関係事業者、行政の努力によりまして、市場がこうした変化に的確に対応することで今後とも基幹的な流通機構として役割を果たすことが、我が国の生鮮品流通全体の発展に貢献するものであるという整理をいたしております。

(2)といたしまして、我が国の人口は平成19年にはほぼピークを迎えると見込まれております。また、少子・高齢化が進行している状況にございます。

近年の景気の低迷を背景に市場の取扱量は減少傾向にございますが、景気の循環にとどまらず、今後は人口構造の変動の帰結として将来的に生鮮品の消費量が規定されてくることになるのではないかと見られます。

市場関係事業者にありましては、これを踏まえて、事業者間の戦略的合併等の統合大型

化、経営の多角化等、長期的な経営戦略の構築を進めることが必要であるというふうにいたしております。また、行政にありましては、中央・地方を通ずる流通網が整備されまして、基本的には市場の全国的な配置が進展しております中で、老朽化した市場の再整備、機能の強化、市場の再編等に重点を置く必要があるというふうに整理をいたしました。

(3)といたしまして、経済が成熟化する中で、消費者は多種多様かつ豊富な食品群の中からそれぞれ自らの嗜好に合うもののみを選別して購入しております、生鮮品もそういった中にあると考えられます。生鮮品流通はこの意味で既に売り手市場から買い手市場へ転換しております、卸売業者、仲卸業者等の市場関係事業者の方々にとっては、消費を起点とした流通への的確な対応が求められると考えられます。

また、消費者は、生鮮品の鮮度感、おいしさ感等を商品価値として認識する一方で、使い勝手を重視した食生活の簡弁化志向(食の「つくる」から「買う」へ等の傾向)を強めているなど、生活感覚の変化が顕著になっております。生鮮品におきましても、消費者に対して売れるようにする努力をしていかなければ生鮮品流通が先細りになるおそれがございます。これに対処するために、消費者ニーズに応え得る商品づくり、価格設定、品揃え、演出等を小売店の店頭において展開することが重要であります。そのためには小売事業者の努力に期待するばかりでなく、市場の関係事業者が一体となってリテールサポートを行うことが重要だというふうに整理いたしました。

さらに、消費者ニーズに応え得る商品づくり、価格設定、品揃え等を体系的、機動的に行うためには、サプライチェーンマネジメント等によりまして生産者から小売店までの一貫した取り組みが必要となるところでして、関係者が生鮮品の消費動向に関する情報を共有しますとともに、状況の変化に応じて適時に生産・流通計画を修正しながら、全体を通じたコスト削減への取り組みを進めていくことが必要であろうと考えられます。

また、(4)ですが、大手量販店によって独自の仕入れルートを形成する動きや外食産業におけるITを活用したネット調達の動き、さらには外資系大規模小売店の進出等さまざまな動きが生じております。また、生産サイドにおきましても、大型化に伴いまして自らマーケティングに取り組もうとする動きも強まると考えられます。

市場がこうした動きに対処するためには、流通の専門事業者集団として、生産者、小売事業者等の市場利用者に対して、より高度なサービスを適切なコストで提供し、市場外の流通チャンネルに比べて効率的で利便性の高いものであることを日々の業務の中で明らかにしていく必要があると考えられます。このため、業務のシステム化、また先ほどのリテールサポートや物流管理を効率的に進めることが重要であろうと考えております。

(5)といたしまして、流通のグローバル化によって食品の多様化、産地の多角化が進んでおります。これを背景にいたしまして消費者の安全性に対する関心も高まってきております。こうした中で、JAS法の改正により、一般消費者向けの全ての生鮮品が原産地表示の対象となったところをごさいます、市場においてもこうした表示の徹底に努める必要があると考えられます。また、消費者の商品選択に資するよう表示の適正化に努める必要があると考えられます。

(6)ですが、消費の変化を背景といたしまして、生鮮品と区別の曖昧な一次加工品の

増加、商品の小口化の要請、有機農産物等への志向等が生まれてきておりまして、これらに対して市場においても的確な対応が必要であるというふうに整理しております。また、市場の近在で個人出荷をする小規模な生産者の円滑な出荷にも配慮する必要があると考えられます。

第2章として「ITの進展と卸売市場流通の今後の方向」でございます。

(1)として、ITの進展は、情報コストの低減を通じて経済・社会に大きな変化を及ぼしておりますが、市場はこれまで生産者と小売事業者との間にあって、需給・価格の情報を通じて両者を仲介する役割を果たしてまいりました。しかしながら、こうした情報はITの活用によって誰でも容易に入手できるものとなりつつありまして、生産者と小売業者がいわゆる「中抜き」による流通の効率化を図ろうとする動きも生じております。

こうした中で、市場におきましては、流通の専門事業化集団として、単に情報の収集・提供にとどまらず、分析・総合を通じてより高度な情報の創造を行い、これを利用者の方々に的確に提供することが重要と考えられます。また、ITを活用して物流機能をはじめ各種機能の革新を図ることが必要と考えられます。こうした観点から、市場においては、ITに積極的に取り組む必要がありまして、こうしたことに行政も支援する必要があると考えられます。

(2)として、電子商取引につきましては、B to C（消費者向け電子商取引）が既に一般家庭にまで普及しつつあり、B to B（企業間電子商取引）についても生鮮分野を含めて様々な取り組みが短期間のうちに行われるようになってきております。市場におきましては、花きの卸売業者が売買参加者を対象に相対取引を電子化したもの、青果の卸売業者が共同で産地との取引をインターネット上で行うシステムを開発しようとするもの等がございます。また、市場外では有力な外食産業や量販店がネットによって原材料を調達しようとするもの等がございます。

先ほどのように、市場においてはITを活用して機能を革新していくことが重要であり、市場関係者による積極的な取り組みが求められると、こういう整理をいたしております。

なお、これまでの市場における取り組みは、いずれもこれまでの市場取引を電子化するものであったわけですが、これらが成熟していくことによって新たな発想に基づいて市場取引のモデルが形成されることも考えられるかと思えます。こうした場合、卸売市場の強みを活かし、かつ電子商取引の利便性を取り込みまして、市場における電子商取引等について今後検討していく必要があるという整理をいたしました。

(3)は、ITの進展に対応するために、その基礎となる市場内におけるLANシステムの整備を推進し、開設者と事業者間の情報基盤の確立を行い、市場運営の効率化、業務の迅速化を促進することが必要であると、このように整理いたしております。

(4)として、生鮮品流通取引の電子化のためのEDIの導入が進められておりまして、そのガイドラインが国から告示が行われております。また、これに基づき国によってEDI標準メッセージ等の開発・普及が進められております。市場におきましては、これらを活用し、取引の電子化に取り組む必要があるという整理をいたしました。

第3章に入りまして、ハード面での「卸売市場整備の今後の方向」ということで整理を

しております。

中央・地方の市場におきましては、市場法の制定後、市場が順次開設されまして、基本的には全国の配置が進展し、現在87の中央市場と1,447の地方市場となっております。

しかしながら、高速道路網の整備や物流技術の高度化が進展したために、生鮮品の流通圏域が広域化しておりまして、市場間において集荷・配送面で競合が生じております。また、市場間におきましては、中核的な市場とこうした中核的な市場からの転送に依存する市場という機能分化が生じておりまして、さらに大規模圏の市場とその他の都市の市場との間で取引量の格差等が出ております。

こうした状況に対処いたしまして、市場の連携強化・統合に向けて開設者や市場関係事業者の自主的な取り組みを促進していくことが重要であり、行政もこれを支援する必要があるというふうに整理をいたしております。

(2)ですが、中央市場については、年月を経過して老朽化、過密・狭隘化の著しいものが多くなっておりまして、計画的整備を図る必要があると考えられます。特に、全国的な建値・集散市場である中核的な中央市場につきましては、この重要性を踏まえ、重点的な整備が必要であるといったしました。

(3)ですが、地方市場につきましては、取扱規模が小さく経営の不安定なものが多いことにかんがみまして、これまで公設や第三セクターによる地方市場を開設する際に民設市場の統合を進めてまいりました。また、地域において中核的な役割を果たす民設市場を中心として周辺市場との連携が進められております。しかしながら、第6次都道府県整備計画では8年現在で1,500ありましたものを17年度には1,144にするという計画がありますけれども、11年4月現在では1,447にとどまっておりますので、引き続き統合を進める必要があるといったしております。

(4)として、O-157や腸炎ピブリオによる食中毒の発生を契機として、食品の安全性に対する消費者の関心が高まっております。こうした中で、市場におきましては衛生管理施設や低温卸売場等の保冷施設を積極的に整備する必要があると考えられます。また、ソフト面ではHACCP的手法やISO9000の取得等への取り組みを推進する必要があるという整理をしております。

(5)として、市場が集分荷・物流機能をはじめ各種機能を強化し、市場利用者の利便の向上を図りまして、生鮮流通の高度化に資することが重要であります。このため、少量多品目の品揃えを求めます八百屋さん、魚屋さん等の専門小売店・業務店のニーズ、また大量の品揃えを求めます量販店のニーズのそれぞれに対応しまして、分荷や品揃えの機能を強化する必要があると考えております。また、商品のプリパックやカット野菜等の一次加工品の需要の増大を踏まえて、加工施設等の整備を進める必要があるという整理をしております。

(6)ですが、市場の施設整備を進めるに当たりましては、コストと便益の関係を十分に踏まえて過大な投資を抑制することが重要と考えられます。また、PFIをはじめとして民間資金の活用についても検討する必要があるというふうにいたしております。

第4章は市場関係事業者の経営問題を取り上げております。

最初に「統合大型化等経営の合理化」ですが、卸売業者にありましては、卸売価格の低迷、産地・出荷者による選別、市場間競争の激化等によって小規模業者を中心に経営が悪化しておりまして、卸売業者自らの創意と努力によって経営全般の再構築が求められるところでございます。これまで述べてきております生鮮品流通の変化への対応、ITの進展への対応につきましても、卸売業者の経営の安定があって初めて可能となるものですので、経営の改善に向けた積極的な取り組みが求められるというふうに整理しております。

(2)として、多くの卸売業者は営業利益率が低い状況にあります。他方、今後はIT化や衛生・品質管理等のために多額の投資が必要になると見込まれます。こうした中で安定的な経営を目指すためには、小規模な事業者によりましては経営規模の拡大が基本的に重要と考えられまして、独禁法との関係に留意をしつつ、複数業者の間の合併や事業譲り受けによる大規模化を推進する必要があるといたしております。なお、花き部の卸売業者にありましては、特に経営規模が小さいことから、大型化を推進する必要があるといたしております。

また、大中規模の事業者によりましては、経営体質の強化に努めるとともに、戦略的な統合大型化により双方の経営の長所を合わせ相乗効果を実現するとともに、弱点を補い合うなどの取り組みを進める必要があるといたしております。

(3)として、卸売業者にありましては、業務の標準化、業務プロセスの改善等を進めまして、業務全体のシステム化を行うことによりローコストオペレーションを徹底する必要がある。これにあわせて、電算化の推進や物流機器の導入等を進める必要がある、このように整理しております。

また、経営の多角化を進めるとともに、先ほどのサプライチェーンマネジメントへの取り組み、マーケティングの強化を図り、これらを通じて川上・川下の市場利用者に対して商品の企画や提案を行い、集荷・販売力の強化を図る必要があるといたしております。

さらに、経営コストの削減のために、事業者間での共同商品開発、コンピュータ利用の共同化、共同研修等への取り組みが必要であると、このようにいたしております。

(4)ですが、経営悪化に直面している卸売業者につきましても、法改正に基づく財務指導基準等に該当した場合には大臣から経営改善命令が出されることになっております。委託集荷の業務を行う卸売業者にあつては、こうした基準を満たすことは出荷者の信託に応えるため必要不可欠と考えられますので、経営の早急な改善が求められるというふうに整理しております。

(5)として、仲卸業者にありましては、先ほどのリテールサポート等の活動の直接の担い手となるものでして、生鮮品流通の変化に対応して機能を高めつつ、これに取り組むことが求められる。また、複数の仲卸業者が連携して量販店と安定的で対等な取引関係を構築するほか、配送や調製を共同で行ってコスト低減をするなど、業務形態の見直しを含めた取り組みが求められるといたしております。

(6)として、仲卸業者は、主要な販売先でありました専門小売店の減少、流通チャネルの多元化に伴う販売力の低下等によって赤字経営となっているものが多い状況にございます。仲卸業者は、経営の零細性を踏まえ、合併・業務提携等による統合大型化、共同し

て行う数の適正化のための措置に取り組む必要がある。また、仲卸業者の組合にありましては、リタイヤを余儀なくされる仲卸業者の円滑なリタイヤを助長するために仲介・あっせん等の取り組みが求められるというふうに整理をしております。

2番目は、手数料問題に関連いたしまして、「市場の競争力強化のための総合的検討」としております。

市場の競争力強化の観点から手数料問題について論点の提起があったわけですが、本問題につきましては市場関係者の経営問題等も含めた総合的検討をまず市場関係者及び行政が深めることが適切であり、その取り組みを求めるものであると、このようにいたしております。

第5章は「その他」ですが、市場取引につきましては、昨年法律改正により、せり・相対を組み合わせて3種類の組み合わせの取引ができるようになったところでございます。行政におきましては、こうした改正の効果を把握し、今後の施策の検討に資する必要があるというふうにいたしております。

また、循環型経済社会システムの構築が大きな課題となっております。市場においても、食品廃棄物や不要となった包装容器等のリサイクルへの取り組み、また通い容器の導入等を進める必要がある。また、市場の周辺地域との環境問題について配慮する必要があるというふうに整理をいたしております。さらに、環境に関する基準であるISO14000の取得を進めるなど、市場関係事業者が環境問題に取り組む必要があると、このようにいたしたところです。

(3)として、市場においては労働集約型の業務が中心となっておりますので、卸・仲卸を通じて、従業員の資質向上の観点からも意欲を引き出すような研修・体験制度の充実、快適な職場環境の形成等、労働環境の整備に努める必要があるというふうに整理いたしました。

最後に(4)ですが、市場に関する情報につきましては、昨年の法改正によって取引結果の公表や財務についての公表が行われてきておりますが、さらに広く消費者に対して市場の役割、生鮮品に対する知識等について普及するために、市場に関する様々な情報をインターネット等を活用して公開・提供することが望ましいという整理をいたしたところでございます。

以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

意見交換

部会長 本日の議論といたしましては、ただいま事務局から説明のありました論点整理につきまして順次お願いしたいと思っております。章立てされ、問題ごとにまとまっておりますので、項目の順に御議論を願えればと思っております。

まず、第1章の「食品流通の変化と卸売市場流通の課題」という項について、各委員の御発言をお願いしたいと思います。どなたからでも結構でございます。

いかがでしょうか。

委員 資料にありますように、卸売市場の取扱金額の推移という問題については、バブルの時代とは違って生鮮食料品全般にわたって価格が低迷してしまっていて、数量的にはある程度同じ数量を扱っても、価格が下がっているためにそれぞれの企業の売上高が減っているというのが現状ではないかと思います。私どもの会社でもそういう傾向になっております。いろいろな経済情勢の中ですから、自分たちの努力だけではなかなか解決できる問題ではございません。しかし、その中において経費の面については年々上がっていく傾向をたどっておりますので、卸売市場・仲卸売業者の人たちの経営が余計に苦しくなっているのではないかと思います。これが今の現状ではないかと思います。

部会長 そうすると、第1章の記述でそういう項目に触れていないではないかと、こういう御指摘でございますか。

委員 食肉の場合は15%しか卸売市場を通過していませんが、我々はなるべく卸売市場を通して売るといふことで努力はしております。市場回帰現象といいますが、衛生問題、また利便性という問題で、私ども東京食肉市場の場合は現在は取扱いが数量的には増えております。先ほどいろいろな問題点が書いてありましたけれども、市場は、自分のニーズに合ったもの、またお客さんのニーズに応えるために仕入れるものが1カ所で調達できるという利便性があるわけです。それと、市場外流通の場合、生産地で生産されたものを一括して買うとなると、自分のところで不必要なものまで買わなければならないというような不便さもあると思うのです。今、東京の食肉の場合は、自分が好きな牛、自分が買いたい牛や豚を買えるという利便性で少し戻ってきているような感覚を持っています。ただ、全体的に生産が減っていますので、極端に増えているというわけではありません。扱ひ量は少しずつ戻している段階ですけれども、まだまだ大変な時期です。

以上です。

部会長 ありがとうございます。

委員 1ページの第1章の(1)ですが、今もお話がありましたように卸売市場の経由率が云々と書いてありまして、市場を経由しない流通としては直接取引等の市場外流通がシェアを広げてきたと。これは事実関係で問題ないと思うのですが、このところ、横ばいとはいえ市場外流通がシェアを広げてきたことの背景は、流通が多様化してきたことと同時に、市場そのものが取引をする人にとって以前ほどの魅力がなくなったきたということではないかという気がするわけです。そのことを問題意識としてきちんと踏まえた上で、ただしこれら直接取引等は、特定製品の一定量のみを取り扱うし、また取引価格は市場の価格を参考にするという形で流れていけば、もうちょっと問題意識がはっきりするのではないかという気がするわけです。ここのような書き方でいくと、市場外流通はシェアが広がってきた、しかしその中身は大したことがないのだという感じになってしまって、その問題意識の強さが伝わらないのではないかという気がいたしました。全体としては別に不満はないのですけれども、少し補強をする方がいいのではないかというのが私の感じですが。

部会長 ありがとうございます。

ほかに。

委員 (6) で一次加工品の増加、あるいは(3)の簡便化志向、これら対外的なこういう傾向を受けるのではなくて、市場自体がこういうことをチャンスにして高付加価値化をするというような市場での積極的な取り組みというニュアンスで書いた方がいいのではないかと思います。

部会長 やや受け身的というか、淡々と書かれていると。

委員 はい。

部会長 わかりました。

委員 花の方は幸いに市場経由率が86%と非常に大きな経由率を示しておりますが、花は本当の嗜好品でございます、お店で単品ではなかなか売れない。チューリップならチューリップ、バラならバラだけでは売れない。多くの品目を要する。だから、お花屋さんでは多量の品種を入れておかないと消費者の好みに合ったものを提供できないということで、このような大きな数字になっていると思います。

ただ、単品で市場外流通しているものもあります。それは、御存じのとおり、業務用業者、特に不祝儀の業者が使う白い菊などは、大きな産地から直接大手業者の方に流れているものもありますけれども、比率的には非常に少なく、ここ数年は85%前後の経由率を示しているのではないかという気がいたします。

部会長 ほかにどなたか、ございますか。

委員 第1章の(1)のところですが、市場外流通の問題点というところまですぐに結びつけることができるかどうか、ちょっと気になっていることが一点ございます。それは、食肉関係などで二重価格表示のトラブル、問題が起こりまして、表示の適正化ということで二重価格のガイドラインが公正取引委員会できたり、また、それを受けて食肉関係の表示の見直しが現在行われているところですがけれども、町の専門店の方たちは長年培った取引先との信頼関係で決まった格付の品物を取り扱うようなことが多く行われております。一方、産直あるいは市場外流通を利用するような量販店等では、たくさんの取引先を持っております。そして現状では格付表示が行われておりませんので、これは格付表示をしていただきたいという願いも一方でありまして話が広がってしまうのですけれども、格付表示がないままで多数のところとの取引が行われますと、それは品質が確保されているのかという不安がございます。市場外だから即だめということも言えないのかもしれませんが、そういった新たな問題が生じてきているということをここで取り上げていただければと思います。大きな問題ではないかと思うものですから、難しいのですけれども、提案させていただきたいと思います。

部会長 今の委員の御意見は、(5)に原産地表示の話が書いてありますけれども、その後、「商品選択に資するよう表示の適正化に努める必要がある」というのは抽象的だから、もう少しそういうことも含めると、こういう考え方でいいのですか。それとも、(1)の最初のところでちょっと触れることも……。

委員 (5)のところの問題でもあるのですけれども、市場の流通形態から問題が起きているのではないかと考えられるものですから、そういう意味では、先ほど御提案がありましたけれども、市場がいろいろと指導的な役割を果たしているから何も問題がな

いというような印象を与えるとすれば……。特に食肉の場合は15%しか取引されていないわけですから、そういう意味では価格面でのリーダーシップをとっているから大丈夫ということにはならないのではないかと、やや問題あり、影の部分があるのではないかとということです。最終的には表示の問題として挙がるのですけれども、取引内容そのものにもかかわってくるということでございます。

部会長 なるほど。要するに、食肉の取引が、市場ならきちっと格付されるけれども、市場外が多いから問題があると、こういうことを言いたいわけですね。

委員 そうですね。私たちはよくわからないものを日々購入しておりますので。

部会長 指摘はわかりましたけれども、どこに、どうするか、その問題はなかなか難しいところですね。

ほかにどなたか。

委員 (6)の一種の補強的意見ですが、その前に(1)で特に外資系量販店等の市場経由率の問題がありますけれども、最近開店した外資系量販店等の売り場を見ますと、大量に市場外流通の品物が並べてあるというよりは、むしろ顔の見える流通といいますか、地場の生産者の顔写真がたくさんありまして、本当に地元ということを強調したような売り場が目立つ印象があるわけです。一言で言えば「顔の見える流通」という言い方をされていると思うのですが、そういう個々の生産者の方々との取引ですね。本来は地元の市場を経由してやればいいのですが、どうも直接取引をしている例が多いように思われますので、それも含めて強化していくことが卸売市場のブランド力を高める上でも効果があるのではないかと思いますし、現在そういうことに取り組んでいる会社もあることはあるのですけれども、まだちょっと弱いのかなという感じがしますので、ここでは「市場の近在で個人出荷をする小規模な生産者の円滑な出荷」という書き方をされておりますが、もうちょっと……。「顔の見える流通」という表現がいいのかどうかはわかりませんが、一言加えればそういう要望にも応えられるのではないかと思いますので、申し上げました。

部会長 必ずしも市場の近在の個人出荷に限らないわけですね。

委員 ええ。近場が多いとは思いますが、写真が出るような生産者は、量は少ないかもしれませんが、非常に熱心で、よいものをつくる生産者なわけですね。だから、一種の特農家的な、非常によいものをつくる生産者をバックアップするような機能を卸売市場としても積極的に取り上げていく。一部の市場ではやられていることですが、これは市場のシェアを高める上でも効果があると思いますので、表現の上でも一言加えればどうかと思った次第です。

部会長 ありがとうございます。

ほかに第1章についてございませんか。

それでは、今いろいろ御指摘のあった点の対応についてまた後ほど御相談することとして、次に第2章の「ITの進展と卸売市場流通の今後の方向」という項について御発言をお願いします。

委員 第2章の(1)の3ページのところはこういう現状であるということで非常によく理解できるのですが、4ページに入りまして、「こうした中で、卸売市場においては、生鮮品流通の専門事業者集団として、情報の収集・提供にとどまらず」云々と書いてあるところで、「分析・総合を通じてより高度な情報の創造を行い、これを市場利用者への確に提供することが重要となる」とか「ITを活用して、物流機能をはじめ各種の機能の革新を図ることが必要である」と。卸売市場においてもITの対応に積極的に取り組む必要があるということはちゃんと指摘しているので結構だと思うのですが、「分析・総合を通じてより高度な情報の創造を行い」という部分が、私のようにそういう中に入っていない人間には一体どういうことを意味しているのか、よくわかりませんので、もう一、二言ぐらい、これは一体どういうことなのだというを書き添えていただく方がいいのではないかという気がいたします。

部会長 中身が抽象的で、よくわからんということですね。

ほかに何か。よろしゅうございますか。

それでは、また何かあれば後でおっしゃっていただくこととして、第3章の「卸売市場整備の今後の方向」の方に移らせていただきます。第3章について御意見があります方、どうぞ。

委員 (3)の統合がなかなかできないということですが、これをやらないと、次のページの第4章の(2)みたいな、要するに卸売業者自体も大きくなれないと。市場自体が小さいものだから卸売業者自体が大きくなれない、だから経営改善も不可能ということもはっきり(3)で言う。上の方が一方的にやるのではなくて、事業者自体の規模拡大のためにも必要なのだという書き方をしたらどうでしょうか。

部会長 (3)の今の書き方は、進められているけれども、「とどまっておき、引き続き統合を進める」とだけ書いてあるけれども、何のために進めなければいけないのかということをもう少しははっきり書いた方がいいと、こういうことですね。

委員 そうですね。

部会長 ありがとうございます。

ほかに。

委員 (2)の市場の整備の件について、非常に抽象的な表現になっていますけれども、「重点的な整備」の部分はもう少し具体的な表現をしていただけたらと思うのです。例えば、築地の場合も今は再整備の真っ最中ですが、今、私どもの方では、施設の高度化を望む一方、施設使用料のはね返り等についてもいろいろと考えさせられているところでして、そういった施設使用料等がかさんできても、それを武器にして十分な経営ができるような体力のある仲卸を目指さなければいけないという自覚はあるのですが、その中身が「その重要性を踏まえ、重点的な整備」という表現になっているので、市場の中でも、施設配置とか低温売場等、もう少し具体的に表現していただけたらわかりやすいかと思えます。

部会長 「重要性を踏まえ、重点的な整備が必要である」だけでは中身がわからないと。

委員 はい。

部会長 わかりました。

ほかにいかがですか。

第3章について特になければ、次に第4章の「市場関係事業者の経営の今後の方向」に移ります。これは1と2に分かれています。2の方は簡単に書いてありますので、両方含めて御意見がございましたら、どうぞお願いします。

特にございませんか。カタカナの文字もたくさん出てきていますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、第5章、「その他」、最後に残された問題が幾つか整理されておりますが、これについてこういう整理でよろしいかどうか。

委員 8ページの(3)の労働環境、これはこれで非常に大事なことで必要なのですが、今まであまり議論されていないと思うのです。それが突然ポーンと出てきたような感じがするのです。労働環境については卸売市場の中で働く人たちの問題として非常に大きな問題があるわけです。ですから、これでいいのですけれども、ここをもうちょっと議論したかったなと、そういう感じがするわけで、これでどうのこうの言っているわけではないのですが。

部会長 この件についてはたしか委員が問題提起されていたと思って、ここへ書いたのです。御議論していただくのは結構ですけれども、この部会では一応問題提起があったこととさせていただきます。

委員 問題提起は非常にありがたいことだと思います。

部会長 ほかにいかがですか。

委員 むしろ第1章かもわからないのですが、全体ということと言わせていただきます。私の不勉強で間違いかもわからないのですが、卸売市場が公設でできてきたのは、大正時代の米騒動とか、そういう時期ではないか。だから、公設の市場というのは、一種の危機管理の一つの手段で、平和なときは何で税金を出すのかというようなことでしょうけれども、物質が逼迫したり何かしたときに、ともかく生鮮食品ということで、それが一日でも停滞したら国民生活に非常に影響がある。その辺が税金を出す非常に大きな意義ではないかと思うものですから、1章なり前文なり、その辺に「危機管理なのですよ、そのための保険料なのですよ」というニュアンスを出した方が、公金を出す理屈の一つになるのではないかと。ただ「取引の円滑化」だけでは、公金を出せという議論がそんなに強くできないと思うのですが。

部会長 もっともな御指摘ですけれども、私が今まで取りまとめてきた立場から申しますと、卸売市場法制というのはそういう前提ででき上がっていて、今回の議論は第7次卸売市場整備基本方針なり計画をつくるという前提で議論をしたものですから、そもそもの成り立ち、あるいは制度の存在意義までは触れていなかったところがございます。ただ、おっしゃることはそのとおりでありますので。

委員 今の件ですけれども、委員のおっしゃる意味は私も理解するんです。経過は、おっしゃるように米騒動が発端で中央市場の関係等が整備されてきたことは、歴史が証明している。しかし、卸売市場が果たす役割は、ここにいろいろ書いてありますように、規制

緩和等々によっていろいろな規制が解除されていることも事実ですけれども、現実問題、僕が開設者としてつくづく感じるのは、今、卸が破産宣告をして破産申し立てが認められているような状況にあるんです。そうすると、今までは農林水産省の指導もあり、複数の卸を配置してきた。一方で、公取法の関係もあったりして統合化とか営業譲渡等をどんどん進めて、低コストの流通環境をつくれ、あるいは競争マーケット論理を入れろと、こういうものがある。

しかし、東京都でいいますと、いわゆる卸がつぶれてくるようなことになると、その後のつながりがなかなか大変なんです。正直言いますと、その市場はバックグラウンドとしてかなりの人口を抱えているわけです。そういうところで最近のように卸がつぶれますと、もう一つの卸に受け取ってくれと言っても、なかなか右から左へは行かない。そうすると、その地域における仲卸・買参人に対してどういう捌きをするかということが非常に大事なんです。それはピシッとシステムになっていますから、整理できないと消費者に影響が出てまいります。そういう意味で、確かに平時における組織と戦時における組織は当然違います。しかし、その中間のプロセスでのシステムというものをちゃんと考えてやらないと迷惑をかけることになるなというふうに感ずることが最近結構あるんです。

ですから、平時だから全部民営だとか、自由に回っているのではないか、税金を投入してやるような状況ではないとおっしゃる意味もわかりますけれども、現実問題としてはそういう問題があるわけで、一挙に飛べないところがありますから、そのところは御理解をいただきたいなという感じがします。

委員 結構です。もちろん平時にもある。

ただ、私も税金とか財政の方ばかりやっていて、こっちの方を知らないのだけれども、何で税金を出すかといいますと、生鮮食品の流通が止まってしまうと国民生活を直撃する。他の加工食品等々だったら、業者が倒れたときに中小企業対策の一環としてやればいいので、何も特別に市場というものを整備する必要はないのではないかと思います。ですから、ここを整備する方向に持っていくためには、もうちょっと理屈づけが必要かなということで申し上げたのです。ですから、平時に全く無効ということではないのです。

委員 もう一つ、税金をどういふふうに入れているかという問題がありますね。これは全国の市場で12市場（12都市）が公営企業法を適用して独立採算でやっているんです。その他は特別会計で補填主義をやっています。特にうちの場合、税金を投入する場面は営業指導とか公費負担基準がございまして、経営的な経費は公営企業会計で全部当局が独自という閉鎖社会になっているんです。したがって、税金を投入するという論理は公営企業法を適用しているところにはあまり通用しない。御承知だと思いますけれども、そこを御理解いただきたい。

僕は自分のところを守るために言っているわけではないのですけれども、そのところのメカニズムがうまくいかないと……。今は本当に豊かな時代で、物もあるし、「飽食の時代」と言うように人が食えないような状況にはなっておりませんが、それはこのシステムのおかげなんです。このシステムは100年ぐらいの歴史があるわけですが、

非常によくできている。しかし現在は、こういう審議会でも指摘をされるように、マーケットの論理が働かないとか、守り過ぎているのではないとか、あるいは業界の努力が足りないのではないかというのは、御指摘のとおりでございます。しかし、そういう背景があるということはぜひ御理解いただきたいと、このように思います。

部会長 恐らく両委員とも言っている方向は同じなんですよ。委員は、おっしゃるように、本来ならどういうときに一番機能を発揮するかと言えば危機管理的なときだということで、それを平時においても常にみんなが認識しておくことが必要だということをおっしゃっているわけでしょうから。

委員 わかります。

部会長 ほかに。

委員 今、市場の論理のお話が出ましたので思い出したのですけれども、先頃、アワビの密漁者が安い価格をつけて市場にアワビを持ち込むというニュースを日刊紙で読みました。それが築地にも入ってきているということがたしか書いてあったのですが、そういうことを伺いますと、近頃は効率化や小さな政府とか様々なことが言われておりますけれども、そして消費者もやはり無駄なコストは払ってほしくないという思いもありますけれども、効率化が進むということは何でも安ければいいということではないはずなのです。怪しげな暴力団が介在しているようなことが書かれているのです。

私は事実関係をよく調べたわけではないので、あくまでもその記事の記憶で申し上げるのですけれども、安いものが入ってくれば、そこで取引される。特に昨今のように景気が悪くなってくると、そういうものがもてはやされる傾向があるようですけれども、そういう方たちは儲ければ何でもする人たちですから、公の市場などでは、そういうことに手を貸してはならないわけで、安定供給を図っていただかないと……。アワビだって、そういう人たちはどういうとり方をするかわかりません。高級食材ですから私どもの家庭の食卓にはあまり関係がないのですが、アワビ以外でもそういうことが起こり得るのではないかということを思いますと、市場というのは、税金が使われる以上、公正な取引を行うような条件整備を行うということをお前提にさせていただきたいなと思ったんです。それを今ちょっと思い出しましたので、付け加えさせていただきました。

部会長 どうぞ。

委員 卸売市場のお話がありましたので、一言。

私は、卸売市場の経過も含めて、今回のこれは流れとしては大変よくできていると思います。これまでに非常に勉強をして論点がわかりやすく整理されていることについては大変御苦労をなさったと思います。ただ、市場というものは、日本の食文化といいますか、鮮度感とか、そういうものを消費者に供給する場所としても、公的に税金を投入することの大義名分が立つだろうと思うのです。そういうことで、市場の関係については、日本の食文化を守るといいますか、日本に来て鮮度がよいものを食べることが海外からの観光の一つの目的でもありますので、その辺にはもっともっと努力した方がいいだろうと思っておりますが、この内容については非常によくできていると思います。以上です。

部会長 ありがとうございます。

委員 元へ戻ってよろしいですか。

部会長 結構です。

委員 実はこれをFAXでいただいて、私なりに勉強をさせていただいて、今、どこに載っているのかなと思って一生懸命にあわせて見ていたのですが、それは省いていらっしゃるので、お聞きしたいのです。6ページの下から3行目に、前は「電算化の推進や物流機器の導入を進めるほか、通い容器等の導入を進める必要がある」と書いてあったんです。ところが、通い容器については削ってありますね。なぜだろうかということ。

もう一つは、私どもは通い容器等をいずこもやっています。やっていますけれども、問題は全国規格統一ができていないことが流通に非常に影響している。なかなか難しいです。そういう全国の流通管理システムの構築が必要だということを書いておいてもらわないといかんのではないかと、それを申し上げようと思っていたのですが、その二つ、よろしく願います。

部会長 事務局から、願います。

事務局 通い容器の問題につきましては、純粹に整理の関係で実は第5章の(2)の方へ移しております。8ページに第5章の(2)がございますが、この3行目のところで「リサイクルへの取組み、また通い容器の導入等を進める必要がある」というふうにしております。

委員 なるほどね。

事務局 最初の方に置きましたのは全体としての業務の効率化という観点で書いていたのですが、後半のリサイクルの方に入れたということがございます。全体として通い容器の持つ意味を考えますと、社会的な意味としてはこちらの方がより広い観点かなと思ひまして、こういう形にいたしております。全国的な規格の部分につきましては考えるようにいたします。

委員 少しそういうことを入れていただいた方がいいのではないかと思います。

部会長 ほかにございますか。

それでは、幾つか御意見をいただきました。盛り込めることと難しいことがあるのですが、この部会として表現まで固めるということでありまして、ちょっとお時間をいただいて作業をさせたいと思ひますが、それとも部会長に一任していただけますか。

〔「部会長一任」の声あり〕

部会長 まず全体をもう一回よく見まして、皆さんの御意見の趣旨が極力盛り込めるようにいたしたいと思ひますので、部会長に任せていただければありがたいと思ひます。

この論点整理につきましては、今、お諮りしましたように、いただいた御意見の中で修正をする部分につきましては私に御一任いただきたくと思ひます。

また、この論点整理につきましては、この後3時から開催されます食品流通審議会、いわゆる本審議会に部会を代表して私の方から報告をすることとさせていただきたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

部会長 それでは、予定の時間より早うございますけれども、これで部会を終了させて

いただきたいと思ひます。

部会長挨拶

部会長 実は、これをもちまして食品流通審議会の卸売市場部会が最終となりますので、部会長の私から一言御挨拶を申し上げさせていただきますと思ひます。

中央省庁の再編に伴います審議会の再編がございまして、これに伴い食品流通審議会自身が来年の1月から食料・農業・農村政策審議会の一部になることもございまして、本卸売市場部会もこれが最終となるわけでございます。

昨年12月15日に審議を開始いたしまして以来、1年余の間に、8回の部会、2回の卸売市場の手数料をめぐります関係団体のヒアリング、さらには現地視察ということで、ほぼ毎月の会合を開催させていただきました。委員の皆様には大変お忙しい中を積極的に御参画いただきまして、また多数の貴重な御意見をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。部会長として、委員各位の御協力をいただきながら、本日、論点整理の取りまとめができたことについて、心から感謝申し上げます。

農林水産省は、この論点整理に基づきまして第7次卸売市場整備基本方針の策定を今年度中に行うというふうに聞いております。これらの論点整理、皆さんの御意見の結果が、今後のよりよい生鮮食料品の流通等に活かしていただければ大変ありがたいと思っております。

皆様方本日までの御協力に心から感謝申し上げます、挨拶といたします。

ありがとうございました。

事務局 部会長、長い間、どうもありがとうございました。

食品流通局長挨拶

事務局 続きまして、食品流通局長から一言御挨拶申し上げます。

食品流通局長 食品流通局長でございます。

会長、部会長、委員の皆様、本当にお忙しい中、本日も熱心に御論議いただきまして、まことにありがとうございました。

今ほど部会長からありましたように、食品流通審議会卸売市場部会は本日をもって最終回ということで、経緯は部会長から御報告があったとおりでございます。私自身、今年の6月でございましたので、ほぼ半分の期間、いろいろお話を聞かせていただくという状況でございました。市場をめぐる状況は、本日の中間取りまとめにもありますように、内部にもいろいろ問題を抱えておりますし、取り巻く環境は大きく変化しております。今までの御論議、この論点整理をもとに、第7次の整備基本方針、そして市場をめぐるその他諸々の問題については、総合検討のワーキンググループも発足させていただいておりますので、そういう中で引き続き検討をしていきたいと思っております。

委員の皆様、1年間、ほぼ毎月、御熱心に御論議いただきまして、本当にありがとうございました。市場をめぐる問題、あるいは食品流通をめぐる問題は、今後も状況の変化の中でいろいろ見直し、検討していくことが必要だろうと思っております。委員の皆様には今後もいろいろ御指導、御助言を賜れば大変ありがたいと思います。

本日はまことにありがとうございました。

簡単ではございますが、御礼にしたいと思います。ありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。これにて閉会といたします。

閉 会